

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）

最近改正 平成 24 年 12 月横浜市条例第 100 号

横浜市環境影響評価条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 41 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 方法書作成前の手続
 - 第 1 節 配慮書（第 8 条—第 14 条）
 - 第 2 節 第 2 分類事業に係る判定（第 15 条・第 16 条）
- 第 3 章 方法書（第 17 条—第 21 条）
- 第 4 章 環境影響評価の実施等（第 22 条・第 23 条）
- 第 5 章 準備書（第 24 条—第 31 条）
- 第 6 章 評価書（第 32 条・第 33 条）
- 第 7 章 対象事業の実施（第 34 条—第 36 条）
- 第 8 章 事後調査（第 37 条・第 38 条）
- 第 9 章 対象事業の内容の修正等（第 39 条—第 43 条）
- 第 10 章 環境影響評価その他の手続の特例（第 44 条—第 50 条）
- 第 11 章 横浜市環境影響評価審査会（第 51 条—第 56 条）
- 第 12 章 法対象事業に対する措置（第 57 条—第 59 条）
- 第 13 章 雑則（第 60 条—第 68 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第 17 号）の趣旨にのっとり、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめ、計画段階配慮及び環境影響評価を行い、並びに事業着手後に事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査について本市等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のため

(技術指針の策定等)

第7条 市長は、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針として横浜市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境影響評価を行うための項目（以下「環境影響評価項目」という。）並びに調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法

(2) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項

3 市長は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、技術指針を改定するものとする。

4 前条第3項及び第4項の規定は、技術指針の策定及び改定について準用する。この場合において、これらの規定中「配慮指針」とあるのは、「技術指針」と読み替えるものとする。

第2章 方法書作成前の手続

第1節 配慮書

(配慮書の作成等)

第8条 計画段階事業者は、配慮指針で定めるところにより、計画段階配慮を行わなければならない。

2 前項の規定により計画段階配慮を行った計画段階事業者は、配慮指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階配慮書（第57条の2を除き、以下「配慮書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 計画段階事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業の名称、種類及び規模並びに事業を実施しようとする区域

(3) 事業の目的及び内容

(4) 事業の計画を立案した経緯

(5) 事業を実施しようとする区域及びその周囲の概況

(6) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

(7) その他規則で定める事項

(配慮書についての公告等)

第9条 市長は、配慮書の提出を受けたときは、その旨を公告し、当該配慮書の写しを当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(配慮書についての環境情報提供書の提出等)

第10条 配慮書について環境の保全に関する情報（以下「環境情報」という。）を有する者は、前条の縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面（以下「環境情報提供書」という。）を提出することができる。

2 市長は、前項の規定による環境情報提供書の提出があったときは、速やかに、その写し（同項の環境情報提供書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面）を計画段階事業者に送付するものとする。

(配慮市長意見書の作成等)

第11条 市長は、配慮書の提出を受けたときは、当該配慮書について、前条第1項の規定による環境情報に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面（以下「配慮市長意見書」という。）を作成し、計画段階事業者に送付するものとする。

2 市長は、前項の規定により配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により配慮市長意見書を作成したときは、速やかに、その旨を公告し、当該配慮市長意見書の写しを当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供するものとする。